平成２４年（フ）第３９号
三重県四日市市市場町723番地
債務者　坂口　直樹
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
三重県桑名市大字東方2479番地１　ガウディＮＯ．２－１Ｄ号
債務者　東穂　眞弓
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
三重県四日市市伊倉３丁目５番９号
債務者　神谷　裕貴
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
三重県員弁郡東員町大字長深2600番地
債務者　平川　　毅
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
岡山県加賀郡吉備中央町上野1883―５　特別養護老人ホームきびハイツ、住民票上の住所岡山市北区桑田町11番12―313号
債務者　木尾　正美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
山口県下関市梶栗町２丁目５番13号、前住所神奈川県横浜市磯子区馬場町１番19号
債務者　岩本　真人
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１４号
山口県下関市綾羅木本町６丁目９番10号、前住所山口県下関市彦島福浦町２丁目４番16号
債務者　橋崎　文一
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６号
徳島県美馬市脇町字曽江名17番地176
債務者　福山　勝利
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第５１号
高知市万々409番地　大久保アパート１Ｆ西
債務者　中平　多一
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５２号
高知市幸町16番16号
債務者　小川　輝子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５９号
高知市旭天神町150番地５
債務者　澤村　満由
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６７号
高知市越前町２丁目７番３号　ＫＭビル401
債務者　山田　久惠
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２６号
福岡県久留米市梅満町100番地１
債務者　濱田　美保
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３７号
福岡県久留米市三潴町玉満42番地２
債務者　池末壽々子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１５号
福岡県大川市大字道海島346番地１　道海島団地１―302号、申立時の住所福岡県大川市大字向島1887番地１
債務者　杉本　清美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
福岡県三潴郡大木町大字大角952番地７　フォーレスト21　205号
債務者　平川　忠義
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
福岡県八女市吉田1159―１ライフダース吉田１号、住民票上の住所福岡県八女市立花町下辺春1283番地２
債務者　松延　慶子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
福岡地方裁判所八女支部